

議案第 13 号

箱根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

箱根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

## 箱根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

箱根町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「本町」を「箱根町」に改め、同条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第 55 条第 1 項」に、「本町」を「箱根町」に改め、同条第 3 号中「法第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「本町」を「箱根町」に改め、同条第 4 号中「法第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第 55 条第 2 項第 2 号」に、「本町」を「箱根町」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により箱根町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者  
附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の箱根町後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料の徴収について適用し、平成 29 年度分までの保険料の徴収については、なお従前の例による。